

産業建設常任委員会記録

平成30年8月1日

【開催日】 平成30年8月1日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後0時3分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	岡山明
委員	奥良秀	委員	河崎平男
委員	水津治	委員	中岡英二
委員	藤岡修美		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田松夫
-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河合久雄	経済部次長兼農 林水産課長	深井篤
農林水産課参与	多田敏明	農林水産課参与 兼地方卸売市場 長	高橋敏明
農林水産課農林 係長	平健太郎		

【事務局出席者】

局長	中村聡	庶務調査係書記	光永直樹
----	-----	---------	------

【審査事項】

1 所管事務調査 地方卸売市場について（農林水産課）

午前 10 時開会

中村博行委員長 おはようございます。定刻になりましたので産業建設常任委員会を開催いたします。今日の付議事項は所管事務調査ということで、ずっと懸案になっております、地方卸売市場についてということであります。今日は、時間が随分たちましたが、本会議あるいは議会のほうでは報告会等、日程調整がいろいろありまして、6月4日に市民懇談会がありまして、その指摘事項について質疑をしてまいろうと思います。若干、日にちがたったので実際、今動いている市場の状況とでギャップがあるかと思いますが、指摘事項についての質疑をして、それ以降、委員の皆さんから総体的な質疑といった形でやりたいと思います。それでは代表的な質問として私のほうから指摘事項を1件ずつ、1問1答という形で執行部のほうにはお願いしたいと思います。執行部の皆さんには忙しい中、時間を割いていただきありがとうございました。それでは早速始めます。最初は正常な市場運営をしてほしいということについて全般的な回答になろうと思いますけど、執行部の回答を求めます。

深井経済部次長 おはようございます。農林水産課の深井でございます。よろしくお願いたします。まず正常な市場運営にしてほしいということについてでございますが、この4月から専任の場長を配置いたしまして競りの監視、日々の取引の記録でございます、販売原票のチェックを行っているところでございます。現在の山陽小野田市市場条例に照らし合わせまして、抵触する可能性のある事実の洗い出し作業を行っておりまして、市場の正常化に向けた取組を進めているところでございます。

中村博行委員長 一応ざっと執行部の回答をしてもらおうと思います。後ほど全般的にやろうと思います。今の回答で一旦、1問目は終わります。次に株式会社小野田青果販売には職員が一人もおらず、小野田中央青果株式会社の職員が株式会社小野田青果販売の仕事をしている。また小野田中央青果株式会社の作業場で野菜のカットなど株式会社小野田青果販売

の作業をしている。その点について答弁をお願いします。

深井経済部次長 株式会社小野田青果販売から業務委託を受けまして小野田中央青果の雇用者が業務に当たっていることは事実でございます。そのことにおきまして様々な疑義が生じておりますので、疑義を抱かれない形に改善したいというふうに考えております。

中村博行委員長 次に3問目ですが、株式会社小野田青果販売と小野田中央青果株式会社の社長が同一人物であること自体問題だが、社長をかえたら解決するというものではないという点についてお願いします。

深井経済部次長 市といたしましても株式会社小野田青果販売について生じている様々な疑義につきましては、社長を小野田中央青果の社長と別人にするだけで解決したというつもりはございません。あくまでも山陽小野田市地方卸売市場条例に抵触しない、抵触する疑いを持たれない形にすることが解決であるというふうに考えておるところでございます。

中村博行委員長 次に小野田中央青果株式会社のホームページで株式会社小野田青果販売の小売をPRしているという指摘に対しての回答をお願いします。

深井経済部次長 以前から御指摘いただいているところでございます。小野田中央青果へ再三、削除の指示をしておりましたけれども、6月29日現在におきましてまだ掲載されておりましたので再度、小野田中央青果に削除の指示をいたしました。その結果、7月5日に削除されたところでございます。

中村博行委員長 小野田中央青果株式会社の経営を維持するために株式会社小野田青果販売が潰せないのではないかという指摘に対してお願いします。

深井経済部次長 株式会社小野田青果販売を廃止いたしましたら市場の取扱高に影響しまして、小野田中央青果株式会社の経営に影響することは事実でございますが、市といたしましては市場の正常化を最優先で考えておりますので、市場の正常化に支障となるかどうかで判断するところでございます。しかしながら、取扱高への影響は無視できる問題ではありませんので小野田中央青果の経営を維持するだけでなく、山陽小野田市地方卸売市場を守るために取扱高を維持するための方策も同時に考える必要があるかと考えております。

中村博行委員長 次にフジグラン宇部で小野田中央青果株式会社のラベルシールを貼って青果物を販売していると。これは市場条例第38条に違反しているという指摘に対しての回答をお願いします。

深井経済部次長 これにつきましてはすでに是正されておまして、現在は小野田青果販売株式会社のラベルシールが貼っていることを現地において確認しております。

中村博行委員長 フジグラン宇部に小野田中央青果株式会社の名前を納入業者として登録しているのではないか。そういう疑念に対してをお願いします。

深井経済部次長 フジグラン宇部は株式会社フジとして買受人の登録をしておりますので小野田中央青果株式会社より青果物を仕入れておるところでございます。それとは別に株式会社小野田青果販売がフジグラン宇部店内のスペースを借り受けまして、直売所のような形で小売をしているところでございます。

中村博行委員長 市場条例51条に買受人の支払義務は3日以内や49条にある生産者への売買仕切金の送付期限が守られていない。特定の仲買人が優遇されているのは問題であるという指摘に対してをお願いします。

深井経済部次長 本件につきましては市場条例に抵触する事案でございます、買受人からの支払及び卸売業者からの支払ともに条例で定められた期限を遵守するように指導しているところでございます。

中村博行委員長 業者が倒産することに起因する売掛金の補填を市の補助金で行ったということは問題であるという指摘についてお願いします。

深井経済部次長 平成25年度に売買参加者の破産に伴いまして235万5,803円を補助金として、支出しておるところでございます。当時、小野田中央青果は多額の累積債務を抱えておりまして、債務超過の状態にあり、新たな借入れを起こすことも難しい状態であったために支出したものでございます。この件につきましては売掛金が多額になり返済不能となるまで売買参加者との取引を続けたことが原因であり、条例どおりの支払期限を守っていれば、回避できた事案というふうに思いますので、条例どおりの支払期日の厳守を徹底していきたいと思っております。

中村博行委員長 小野田中央青果株式会社は本来の仕事をすべきである。産地の開拓や仲買人の拡大が必要である。こういった質疑に対してお願いします。

深井経済部次長 当然、市といたしましては、産地の開拓や仲買人の拡大というのは必要であると考えておりますし、市場の活性化にとっても大変重要なことであるというふうに認識しているところでございます。小野田中央青果にも努力するように指導いたしたいと思っておりますが、そのためには、市場の信頼回復が必要だと考えております。中岡議員さんからの一般質問の中で買受人の減少、産地からの出荷の減少は、小野田中央青果に対する信頼がなくなっているから、公益性、社会性がある青果市場においては流通や価格の透明性が必須というふうな御指摘をいただいておりますので、市場の正常化を行い、信頼回復に努めることを最優先に行いたいと考えております。

中村博行委員長 次に小野田中央青果株式会社の経営責任を問うべきではないかという指摘について。

深井経済部次長 山陽小野田市地方卸売市場は下関市地方卸売市場と宇部市中央卸売市場に挟まれておりまして、地理的に不利な条件に位置しているところがございます。また、小野田中央青果におきましては平成20年度以降は運営助成金なしで経営をしております。そのような状況の中でここ数年は単年度収支で純利益が見られるようになっておりまして、現在の経営状況は責任を取るほどの理由はないというふうに考えておるところでございます。しかしながら、小野田中央青果の業務につきましては様々な疑義が生じているのは事実でございますので、全てを調査いたしまして、条例に抵触する事案があれば、その責任については検討していきたいというふうに思います。

中村博行委員長 市が補助金を出してまで市場の存続が必要なのかという点についてお願いします。

深井経済部次長 一般質問でも回答しておりますけれども市場には集荷、品ぞろえ、分割機能、価格形成機能、代金決裁機能、情報受発信機能など様々な機能がございます。多種多様な品目の品ぞろえや適切な透明性の高い価格の形成、生鮮食料品の安定的な供給に大きく寄与しているというふうに言えます。山陽小野田市地方卸売市場につきましては取扱高が年々減少しておりますが、食の安心安全の確保、地産地消の推進など地域における食の流通拠点といたしまして、出荷者や生業的な小売店の存続といった面においてもなくてはならない施設と考えております。

中村博行委員長 議会に対しての指摘もあったのでこの辺りは飛ばして、次に取引協議会の開催が必要であるという点についてお願いします。

深井経済部次長 6月議会の一般質問でも回答しましたとおり、市といたしま

しても、運営協議会につきましては必要性を感じておるところでございます。県内では本市を含めまして6か所の市場がありますが、運営協議会が設置されていないのは本市だけでございますので、そのメンバーの構成をどうするのか、どんな機能を持たせるのか等につきまして、総合的に研究してまいりたいと考えております。

中村博行委員長 最後の指摘になりますが、市場条例38条、40条違反は明らかで、ブラックである、アウトであるという指摘があります。これについて回答をお願いします。

深井経済部次長 市場条例38条、40条に限らず条例に抵触する、又は可能性のあることにつきましては全てを洗い出して改善していきたいと考えております。

中村博行委員長 それでは市民懇談会の指摘事項に対する回答いただきましたので委員の皆さんから、最初のほうから、追加質問をしていきたいと思っております。まず1点目。正常な市場運営をしてほしいという回答に対して全般的な回答にもなってくると思いますがこの点についてあれば。

河崎平男委員 正常な市場運営をしてほしいということではありますが、先ほどから場長を配置し原票等はチェックしておる、洗い出しをしておるということですが、すでに4か月が経過しておりますが、いつまで期限を切ってやるんですか。喫緊の課題ですから、早目にしないとできないんじゃないですか。

深井経済部次長 これにつきましては鋭意努力して進めているところでございます。

河崎平男委員 どこまで進んでいるんですか。

深井経済部次長 先ほど申しましたとおり、条例に抵触する疑いがあるところを洗い出すと申し上げましたけれども、その作業を進めているところがございます。

河崎平男委員 その洗い出しってというのは最初からそういう回答を受けているんですが、いつまでするんですか。

深井経済部次長 期限を決めてはおりませんですけども、極力早いうちにこの作業を終えまして、その後の改善策を検討して行って、必要な改善を進めていきたいと考えております。

中村博行委員長 以前の答弁で条例違反、条例に抵触する疑いがあるものについては、年度内には全部したいと。しかし年度内でもできるだけ早くという回答をいただいていますけれども、そういう回答でいいですか。年度内には少なくともすべて洗い出してやると。そしてそれでもできるだけ早い時期にやると。まだ正式にいつまでやるというような回答にはならないということですね。ほかにございますか。

中岡英二委員 正常な市場運営ということで高橋参与が市場に行かれて努力されていると思うんですが、現在やられている販売伝票で商品の流れ、価格、売った先のチェックができていると思われませんか。これはせっかく来られていますので高橋参与にお聞きしたいです。

高橋地方卸売市場長 日々の販売原票のチェックをしております、確実に行われていると認識しております。あわせて委託の商品ではございますが、そちらの売買仕切書、支払明細書等も確認をしております。現在のところ特に問題があるというような商品の流れはないと考えております。

中岡英二委員 その販売伝票のチェックは参与だけがされてこちらの執行部の方はどなたもチェックしてないですか。

深井経済部次長 農林水産課の中ではチェックしておりません。場長1人に任しているところでございます。これにつきましても今は場長1人がチェックしておりますけれども、まだ場長配置して4か月たったところでございますが、この体制を評価するにはもうちょっと時間が必要なのかなと思っております。ある程度の期間を置いて評価したときにまだチェック体制が必要となりましたら農林水産課の中でもチェックするなど体制の見直しを図っていきたいと考えております。

中村博行委員長 この点については6月4日の市民懇談会のとくと状況が変わってきているものもありますので、総体的な質疑のときに、また質疑を深めたいと思っておりますので。

岡山明副委員長 今の中岡委員の話で今までもずっと明確に帳簿類を出してくれと言っているわけですが、帳簿類、伝票関係の明文化といいますか、確実に誰でも見れるようにオープンな形でやるような体制はどうなんでしょうか。よその宇部市場等と比べて。実際に文書自体、議事録とかあると思うんですけど。そういった伝票一つから、議事録から、市場に関する全ての文書の明文化を今後しっかりとされるかどうか。今まで中岡委員からずっと話が出てたと思うんですけど、市のほうが進めていくのかどうかお聞きしたい。

深井経済部次長 先ほど申しましたように今のチェック体制をある程度期間を置いてあとで評価しまして、その評価の中で見直しが必要ということが出てくれば、見直しをしていきたいと思っております。

中村博行委員長 ちょっとかみ合っただけなんですけど、議事録等も全てオープンにするというね、公開というか、議事録にしても、伝票にしても、いつでも誰でも見れるように、原則、公開のように市場がやれるのかどうか。

深井経済部次長 伝票等につきましては個人情報に触れないというのがございますので、その辺りで検討させていただけたらと思いますけど、議事録につきましては当然会社が持っているものでございまして、株主等が請求すれば閲覧はできるものでございます。

河崎平男委員 株主等じゃなしに市長が請求すればということもあるんじゃないですか。条例の中に。

高橋地方卸売市場長 先ほどから条例の件、あるいは伝票の関係を御指摘いただいておりますところですが、条例のほかに規則が定められています。規則で定められた帳簿等は全て会社のほうで管理しておりますところですが、先般、私ではなく次長、担当係長のほうで規則で定められた書類の確認をしたところでございます。私がチェックをしているところですが、農林水産課のほうも前回の委員会でダブルチェックをしていきたいという発言もあったと記憶しておりますのでそういった処理につきましても先般チェックを農林水産課でしたところでございます。その公開うんぬんにつきましては、条例、施行規則に基づいた形での取扱いになろうかと思っております。

中村博行委員長 今後の正常化につながる質疑になりますので、これはまたあとじっくりしていきたいと思っております。それでは2点目の小野田青果販売には職員が一人もおらずというところですか。この辺についてありますか。

河崎平男委員 この2番目の件ですがどのような対応されるんですか。方向性が決まっているんじゃないんですか。実際皆さんも、意見が出てるとき、架空な会社があつてというようなことでおかしいという意見が出たんですが、そういう意見の中でどういうふうな形で今対応されておるんですか。

深井経済部次長 青果販売と小野田中央青果の関係でございましてけれども今、

どのような方向で行くのか検討しているところでございます。

中村博行委員長 検討中ってということですか。

深井経済部次長 検討中でございます。

中村博行委員長 方向性はもう出ているんですか。

深井経済部次長 分離をしていくのか、廃止をしていくのかいろいろ方法があるかと思えますけれども、どういう方向性にするのかということを検討しているところでございます。

中村博行委員長 これも含めてさっきの年度中についてということね。それでは3点目の小野田青果販売と中央青果の社長が同一人物であること自体、問題だが社長をかえたら解決するものではないという、先ほどの回答に対して追加でありますか。

水津治委員 2番目と3番目と同じようなんですが、もし抵触ということになれば条例の変更までも検討されるように考えておられるのでしょうか。

深井経済部次長 今条例を変更する考えはございません。あくまで今の条例の形で疑義のないような形に持っていきたいと考えております。

水津治委員 じゃあただし書は残すということですか。県内の市場でこのただし書があるには本市だけでありまして、これがあることで、また同じようなことが起こる可能性があるのでは是非、ただし書についてよく精査していただきたいなと思います。

中村博行委員長 要望ということやね。

岡山明副委員長 条例の変更はかけないと回答されましたよね。これは副市長のほうからも年度末までに検討したいという状況で私は条例変更もある程度考えられるんじゃないかと解釈していたんですが、それはないんですか。

多田農林水産課参与 あくまで現行の条例、規則にのっとって今、抵触している案件かどうかを卸売業者及び売買参加者についてチェックを入れているところでございます。抵触、まあ違反とは言いません。抵触行為につきましては、現在改善されておるもの、改善されつつあるもの等々がございまして、また、改善されてない事実のところも情報だけですけれども、ございましてお時間がちょっとかかっているということです。また、条例改正につきましては本法の法律に対して現行の条例が追い付いていない部分もあるように私は感じております。ですが、今回の件につきましては現行の条例に対しての抵触行為うんぬんという話であってその後見直すべきは見直すべきだと考えております。

中村博行委員長 あくまで現行の条例等々に抵触というかそういうものについて精査をかけて改正していこうということで、その後の条例の変更についてはその後であると。それから4点目でしたが、ホームページの問題です。これはもう終わってますので、飛ばします。次に小野田中央青果の経営を維持するために小野田青果販売が潰せないのではないかとということが先ほど答弁ありましたが、これについて。この点は青果販売に人を送っていると。その点から委託料が入ってきているということで中央青果の経営が何とか成り立っているのではないかと指摘です。青果販売がなくなったら七百万っていう、入ってくるお金がなくなったら中央青果そのものが成り立たないのではないかと指摘ですけれども、これについてもうちちょっと回答が得られればと思いますが。取扱高を維持するための方策も同時に考える必要があるってということなんですけども何か具体的にそういう考えがあれば。

深井経済部次長 取扱高のこともあるんですけども、今、小野田青果販売の業務の中に、福祉施設だったり居酒屋さんだったり販売することがございます。そういった業務を他の小売店の方が行っていただければ、青果販売は要らなくなるのかなと思うんですけども、他の小売店の方が高齢であったり、経営規模等の関係でそれがなかなかできないということでございますので、青果販売の業務がなくなってしまうと市内の小売店だけではなく、他のところにも支障を来たしてくるということもございますので青果販売は潰すことはできないというふうに考えております。

中村博行委員長 その関係はちゃんとしているということですね。売れ残った商品とかそういったものの処理も当然そこに含まれると思うんですけどね。

中岡英二委員 もう一回確認しますが、小野田青果販売は潰さないという結論ですか。

深井経済部次長 先ほど小野田青果販売は必要であるというふうに申し上げましたけれども、他にそういう業者がおるのかということも探す必要があろうかと思いますが、これにつきましては、現在小野田青果販売をどのようにするのか。先ほど申しましたように廃止とか分離とかいろんな方法がある中で方向性をこれから検討していきたいと考えております。

高橋地方卸売市場長 ただいまの次長の答弁は青果販売っていう会社に特化したものではなく青果販売につきましては、先ほどから次長が申しておりますように、存続するか廃止にするか、あるいは分離するかといういろんな検討を加えているところであると。ただし、青果販売の役割といいますか、機能をいかに維持していくかっていうところの答弁であると御理解いただければと思います。青果販売そのものを存続させていくっていう発言ではないということをお理解ください。青果販売が行っている

機能をいかに進めていくかっていうのが市場の運営に必要なではないかっていう答弁であると御理解いただけたらと思います。

中村博行委員長 青果販売が今までやってきた役割はかなり大きかったということになりますよね。そういった役割、機能をどこか他のものが担うことができるということですよ。

中岡英二委員 先ほど青果販売の委託料の七百何万が減るから、どうのこうのっていうのがありますが、これは小野田中央青果の従業員が働かれて委託料っていう形でもらえないのか。賃金を支払うというか。言い方が違うだけでそういうものじゃないですか。

深井経済部次長 そのとおりでございます。

中岡英二委員 委員長が七百何万減ったらどうのこうのって言われたけど、それは私は関係ないと思います。それは誤解だと思います。

中村博行委員長 それでは次にラベルシールの問題ですけれどもこれはよろしいですか。これは是正されているわけですね。

岡山明副委員長 5項目目の件なんですけど、青果販売の機能自体は継続したいと。青果販売の継続っていう部分が、一番そこがメインになってくると思うんですよ。青果販売自体が抵触に一番問題抱えているというもので、それは存続うんぬんっていう話で、ここが一番メインになると思うんですけど、根幹な部分と思っているんですけど、いかかですか。

深井経済部次長 青果販売につきましては、小野田中央青果と同一人物であるということが大きな問題の一つとしてございます。これにつきましては小野田中央青果の社長を別人にするだけで解決したと思わないと。あくまでも条例に抵触しない、また抵触する疑いを持たれない形にしていく

というところで御回答申し上げたところでございます。青果販売を存続するかどうかというところでございますけれども、先ほど場長も申しましたように今行っている青果販売の機能を存続できるのであれば青果販売でなくても他の会社でもいいというふうに考えているところでございます。

中村博行委員長 それでは5点目はありますか。ラベルシールの問題ですが、これも確認してあるっていうことで。これはいいですね。是正されているということ。7点目の納入業者として登録しているのではないかといい点ですが、これも先ほど答弁ありましたが、これ以上のものがありますか。小野田青果販売がフジグラン店内でスペースに直売所のような形態で小売をしている。これは中央青果とは別ということでもありますのでいいかと思いますが、よろしいですか。次に市場条例51条の買受人の支払義務等生産者への売買仕切金の送付期限の3日以内が守られていないということで、これはその条例どおりに遵守するように指導していくということがありますが、実際にこれはできるんですか。指導すると言うのは簡単ですが。いろいろなケースがあるんじゃないかと思いますが。

深井経済部次長 様々なケースがあろうかと思いますが。どうしても3日以内に支払えないということもあろうかと思うんですね。それにつきましては買受人の規約の中に月末決裁等が定められているということであればそれなりの特約というものを締結しなければならないと思っております。そうでなければ、3日以内の支払は守っていただけないと思っておりますので、それなりの指導をしているところでございます。

中村博行委員長 現在これが守られていないということが、かなり現状あるわけですか。

深井経済部次長 結構あるというふうに聞いております。

中村博行委員長　またその作業が大変だろうと思いますけど。

奥良秀委員　実際、商売の売買で、支払は条例の中で3日と書いてあるんですけど、基本的に守られるのか。3日で支払うのは難しいと思うんですけどどうでしょうか

深井経済部次長　他市の条例を見てみますと3日と書いてあるのは本市くらいのもので他のところは速やかにという表現が大変多くございます。ですので、速やかにということは、個々で買い受けて現金と交換ですよということもございますよね。それが他の市場で可能だということじゃないかと思うんですよ。ですので、3日以内の支払はできないことはないんじゃないかと感じているところでございます。

奥良秀委員　できないことじゃないって言われても特約の話も出て、月末決裁とかっていう話が出るのであれば、特約っていうのはあんまりいいものじゃないですよ。先に払う人と後に払う人で条件がやっぱり違う。もちろん取引額が違いますけど、条件が変わってくるのでその辺はやっぱりオープンにして、ここはこの期日ですよって見せていかないとグレーの部分は払拭できていかないと思うんですが、どうでしょうか。

深井経済部次長　おっしゃるとおりだと思いますので、その辺もこれからずっとどのような方法で進めるか思い付かないんですけど、いろいろ調査をいたしまして調査の結果をもって条例に反しないような形に持っていきたいと思っております。

奥良秀委員　是非お願いします。先ほどからずっと聞いている中でグレーな部分の洗い出しをされているとのことですが、実際洗い出し作業を次長さん一人でやられているのか、チームを作られてやられているのか。そういったところはどういうふうになっているのでしょうか。

深井経済部次長 直接、私がやっているところではございません。農林水産課の中でやっているところでございます。

奥良秀委員 ちなみにどのくらいの人数でやっておられるんですか。

深井経済部次長 部長除いたこの4人でございます。

奥良秀委員 その4人の中で、一番市場のこともよく分かれていると思いますので、先ほど河崎委員のほうからも出ましたけどもう4か月たつ中で、やっぱり早く、グレーな部分とか改善しなくちゃいけない部分が出てるのであれば、随時委員会とかそういったところに出してきてもらわないとまだかまだかになってくると、やっぱり市場は大丈夫なのかっていうことが出てくるので随時早くやっていただきたい。これは希望です。お願いします。

河崎平男委員 奥委員が発言されたことと重なると思いますが、どれをチェックされているんですか。こういう項目をチェックされているんですか。こういう疑義が出た。何をチェックされているんですか。原票だけ。何を見られているんですか。4人で。それが問題なんですよ。

多田農林水産課参与 様々な御意見は御意見として部局としての回答ができるものを当委員会でも申し上げているところでございます。現実問題としては抵触者を洗い出すという考え方は一つ置いております。抵触行為については随時状況を把握する中で現状がどうなっているのか、こうすべきだねっていうところを一つずつ方向付けをしておるところでございます。また、買受人といいますか、中卸がいませんので、売買参加者の中にも市場敷地内で行ってはならない行為を行っているという情報があります。その情報が正しいか正しくないかじゃなくてそういう行為自体はいけませんよというような形でこれは市場内の抵触行為ということで、これは両者ですね。卸売業者と言えば1社しかいません。とこ

ろが売買参加者といえは54社あります。その中でそういった市場内で行ってはならない抵触行為があるという情報も持っておりますので、それについては犯人探しをするのはおきまして、そういう行為自体は今後してはなりませんよというような形で是正をやっていく考え方を持っております。また、話の中に出ております、青果販売についてのグレーな部分も明らかにこの中に含まれる抵触行為という部分がありますのでそれについても洗い出していると、御理解していただければと思います。

河崎平男委員 関連であります、その3点だけなんですか。今、多田さんが言われたとおりその3点だけ。そうじゃないやろ。具体的に項目をチェックせんといけんのじゃないの。それが問題っていうんですよ。条例抵触は調べるのは当たり前ですよ。今まで出てる中で問題、課題は何かっていうことじゃないですか。この項目をチェックするのが農林水産課の4名の与えられた仕事じゃないんですか。それじゃないと解決できないですよ。

多田農林水産課参与 当然、その項目についてもチェック項目の中にも入れております。

河崎平男委員 そういった中でもう4か月たっているんですよ。これ消していけるんじゃないんですか。これおかしいとか。年度末までやるっていうのは。

多田農林水産課参与 年度末っていうよりも年内にはっていう回答をされた記憶がありますので、それに向けて、チェックするだけではなくてチェックに対して体制についても、市長部局としての抜本的な改正も含めてチェックをする。何が問題か、どういう体制を作っていくかという、そこまで踏み込んだ形で内部では詰めておりますので御理解いただきたいと思います。

藤岡修美委員 先ほど委員会と執行部の答弁で、今は市民懇談会の皆さんからの質問等々に答える形で進め方してはありますが、それではなくて執行部が市場の正常化していくにはどうするのか、執行部なりのリストを作って、自分でベースを持って、P D C Aサイクルではないですけれども、スケジュールを組んでやってみてという、そういうのが目に見えないと、場当たりの言ったらあれなんです、市民懇談会の要望は要望、質問は質問として、それは答えていかないといけないと思いますが、抜本的に執行部がどうやっていくんだっていうのを明確化しないと、こういうやり取りではそれが見えてこない。そういうのを作っていただいてここまでやったというのを示していただければ分かりやすいんじゃないかと思うんですけど。

中村博行委員長 今回委員会はまず指摘事項をやって今おっしゃったような今後の正常化の取り組み、それを深めていきたいというのが大原則。取りあえず市民懇談会の指摘事項の回答だけは先に終わってしまいたいという思いはあります。その件について後ほどやろうと思います。

中岡英二委員 私は条例の51条に関しては支払の期日が3日、一週間それなりにみなさん支払う都合はあると思うんですが、一番大事なのは買受人に対して不当な差別、そういうのが一番いけないことだと思います。この業者さんには支払は遅くていいよ、どういう方に差別されているかどうか分かりませんが、その辺のチェックをやはりしていただいて正常化に向けて動いていただきたい。それと前も言いましたが、売掛金の1,400万が正常な売買の話の金額なのか、こげついているのかその辺も含めて条例をチェックしたりとか、執行部の皆さんも多少時間がかかると思います。体制を含めてやられると思いますが、その辺頭に置かれてやってください。

水津治委員 私がすごい気になるのが中央青果の債権債務が、いわゆる未収金がこれだけ事例が多いと、51条に関して、中央青果はAさんっていう

買受人に対しての債権、Aっていう買受人さんは中央青果に対する債務がこれが同じ金額で認識を持っておられるのかどうか、残高確認とかされないとそれぞれが確定申告されると思うんですが、中央青果はA社に対して10万円の未収金があります。A社は中央青果に対しての未払いは5万円しかないと言掛金に差がある。事例が多いと気になるところでございます。中央青果としての債権、債務、まあ産地に対して、業者に対しての債権債務があろうと思うんですね。これも通常であれば年に1回か何年か1回は残高確認をとるっていうのは、商売人では通常な事務的な作業があるんですが、行政がどのように入れるか分かりませんが、一度こういった支払についてルーズなところが何年も続いているということからすると私はちょっと気になるところではございます。どこまで行政が介入できるか分かりませんが、チェックの中でそれも必要かなと感じております。

中村博行委員長 その辺り今、何か答弁いただけますか。

河合経済部長 中央青果に対する行政の介入というのは非常に難しいところではございます。ただ私らは取締役をしておりますので、その中で意見等を言わせていただきまして指導なりをしていく体制になっておりますのでその点強化しながらいきたいと思っております。例えば先ほどの売掛金につきましても額が非常に多すぎることも感じております。ただその原因等まだ深く追求しているところではございませんので、その辺突っ込んだ追求をしていきながら小野田中央青果の健全運営を指導していきたいと思っております。また、小野田中央青果経営改善計画を平成24年12月に市のほうで作成しております。これにつきましてはなかなか実効性が薄かったところがありましたので、今後はこの計画も数値等古くなりましたので、見直しを図る中で実効性のある計画を立てながら小野田中央青果の健全経営を目指していきたいところでございます。

中村博行委員長 今からということですが、それではまず指摘事項を終えてい

きたいと思いますので随時いきたいと思います。平成25年業者が倒産した際に売掛金の補填を補助金で行ったのは問題であるといったことに対して、先ほどの答弁によると、やっぱり売掛金が多額になってということですよ。集金がおざなりになって条例が守れなかったところに起因しているということだと思いますけれども、先ほどの8番と若干関わったところがありますけれども、この答弁に対して何か追加あれば。大体さっきの答弁で方向性は出たと思います。次に小野田中央青果株式会社は本来の仕事をすべきであると。産地の開拓や、仲買人の拡大が必要であると。これは今後の正常化に大きな問題であろうかと思いますが、中岡委員が質疑された中で信頼ということを当初から言われておりましたけれども、信頼回復に努めたいということ、最優先したいということでしたけれども。これの点について。これは基本であるということですよ。

中岡英二委員 皆さん今こういう会議の中で市場の正常化を本気に取り組んでおられると思います。この市場の正常化が実現すれば、必ず産地も買受人も増えると思います。それにはやはり市場が本来の仕事を、市場の開拓とか買受人に対してはいいものをたくさんそろえて個々で買って良かったなと思える市場になれば、必ず良くなっていくと思います。第一歩として市場の正常化を皆さんと一緒に考えて、実行すれば自然と産地の開拓、買受人は増加していくのではないかと思います。

中村博行委員長 次に小野田中央青果株式会社の経営責任を問うべきではないかという指摘に対しての答弁について。現在は若干の利益が見込まれている状況の中で責任を問うほどの理由ではないと考えているけれども、条例に抵触する事案があればその責については検討していくということでありましたが。これもさっきの条例と関わる場所がありますので。それから市の補助金を出してまで市場の存続が必要なのかというについて、この答弁について追加の御質問があれば。要は中央青果が必要だという考えを基に答弁をされているということなんですが、これも後から

されますかね。

岡山明副委員長 今の部分で市が補助金を出してまでっていう質問なんですけど、市として今後運営に対する支出金は出す考え方は持ってないということでもいいですか。

深井経済部次長 市としては今後補助金を出す考えはございません。

中村博行委員長 議会関係とか関連のないところを飛ばして、取引協議会の開催が必要であると。山陽小野田市の市場だけが設置されていないということでの協議会設置について進捗状況はどうなっていますか。

深井経済部次長 他市では運営協議会はどのような機能を持っているのか、あるいは運営協議会の中で分科会というものがあるのか、そこでどのようなことが協議検討、活動がされているのか、その辺各市に問合せをしているところがございます。それをもとに山陽小野田市としても協議会の設置についてどのような機能をもたせるのかメンバーは何人にするのか、どのようなメンバー、職業の方についていただくのか。その辺を検討しまして設置に向けて検討していきたいと考えております。

中村博行委員長 設置する方向で考えられているということによろしいですか。

深井経済部次長 設置する方向で考えているところがございます。

中岡英二委員 宇部の運営協議会の内容を御存じですか。

深井経済部次長 宇部からはまだ回答を頂いておりません。

中岡英二委員 私も何年前参加しておりました。メンバーは市の職員の方が数名、果物組合、野菜組合といった組合長が出られる。中卸の組合が二つ、

三つあります。その組合長が参加される。話す内容は、今起こっている市場における諸問題です。ごみの捨て方はどうかとか。お盆になったらフォークリフトの事故のないようにとか。規律の面のこととかです。そんな大げさなことだけではないです。大げさなこともありますけど身近な議案を挙げて、そういうのを改善しております。1か月2か月間隔を空けて、2か月に1回くらいの割合であります。だからメンバー等も執行部で決められれば、こういう協議会を立ち上げるからといって、その都度そういう議案というか話し合いを持って日々改革というより改善ですね。日々の改善をやっていく。そういった運営協議会と捉えております。

中村博行委員長 宇部からの回答と今委員のおっしゃったことを参考にされたらいいと思います。最後に全般に関わることですけれども、以前からの問題ですね。市場条例38条、40条違反についてですね。回答いただきましたが、それについていかがですか。全般いきましようか。市場について全般ですね。総務のほうでも委員会開かれて、総務も市場の件まではなかなか入り込めないの、かといって給食センターの関係で市場が非常に気になると。品物の供給等ですね。そういったものも心配されて、今日の産建の委員会を非常に注目されているということでありましたので、その面を含めて質疑を受けたいと思います。まず給食センターは後にしよう。正常化について全般で。

藤岡修美委員 今回は議会と市民の懇談会とのことで、そこで出た質問等々に答える形で委員会を持ちましたけれども、もちろんそれをクリアしていくのは大事ですけれども、全般的に、平成24年に市場の改善計画を策定されてというのがあったので、市のほうで計画を持たれてこうやって解決していくんだよっていうのをしっかりとしたものを持たれた中で、こういった個別の問題を対処していくというか。そこがすごく大事なような気がして。今やり取りしても全体像が見えてこない。場当たりの的な対処で終わってしまうかなという気がしたので、条例に反るとか、組織的な体制な問題とか、全体像がしっかりとした中での解決策見出す形

がほしいと思うんですがどうでしょうか。

河合経済部長 小野田中央青果に関して申しますと平成24年には経営計画を作っております。データの少し古くなっていますのでそこら辺の見直しをする中で最新のデータによりまして経営改善の計画を作っていくと思っています。ただ、先ほど市がなかなか踏み込めないといったところは、条例施行規則の中で総勘定元帳とか現金出納簿、入金帳等々、市がチェックできるようになっております。そのチェック等はできますけど、経営方針とかそういったところまでにはなかなか踏み込めないところもあったということです。そこら辺につきましては、取締役会の中で詰めていきたいと思っていますけれども、中央青果のあり方につきましても、今後追求していきながら経営改善に努めていきたいと思っています。また、小野田中央青果のみならず、売買参加者につきましても先ほど出ておりますが、条例に抵触しているところもあるという話もありましたので、そこら辺を含めたものを計画したいと思っています。市場の経営戦略計画なるものを今後市場の全てを網羅して計画を作っていくと考えています。国におきましても平成31年度末までに作るように指示が出ているところではございますが、本市は先取りという形で鋭意作業を進めながら、経営戦略計画なるものを作っていくと考えているところでございますので御理解のほどよろしくお願いいたします。

藤岡修美委員 そういう計画立てられる中で、今現実には起こっている問題のどれが解決されていくのかっていうのを見える形で示していただけると分かりやすいかなと思っています。

中村博行委員長 それでは現状の市場の取引状況をいろいろ問題な事項もあったと思います。それから内容について委員会の中で取り上げにくい問題もありますので、委員会で言える範囲の中で7月2日に取締役会があったということでこの点について、やはり市場の取引高にいろいろ影響が

出てくる問題かと思imasのでその辺りの内容で、公にできる部分であれば答弁をお願いしたいと思います。

河合経済部長 委員長がおっしゃいましたように去る7月2日に小野田中央果の取締役会が開催されました。その中の内容については小野田中央青果と一売買参加者との間の契約解除の件についてでございました。内容につきましてもこの場で触れるものではないと考えています。民と民に対するものでございますので。ただ、この契約解除によりまして非常に取引高が減っているのは事実でございます。その点につきましても取締役会の中で再び小野田中央青果の姿勢について問いただそうと思っているところでございます。その内容については取締役会が開かれた後に御報告したいと思っております。

中村博行委員長 答弁もある程度限られてくる部分もあろうかと思imas。この点はまた状況の変化に応じて、いろいろ知らせてもらうような形でいかと思imasが。

河崎平男委員 先ほど河合部長のほうから改善計画案はできているということでもありますから、中央青果の分でもありますので、あんまり越権行為的なものについては発言を差し控えさせていただきますが、先ほど藤岡委員の発言があったとおり、本市の地方卸売市場の正常化、活性化についていろいろな課題がある中で部長が申されたとおり、市場の経営戦略という計画案は作っていくということでもあります。そういった中で具体的に生産者を増やすとか出荷量を増やすとか、そういう具体的な計画を年スパンで、何年かの計画で作っていくというのが今後市場の運営の健全経営というか活性化につながると思imasので、その辺は担当課以外にプロジェクトチームを作ってもらおうとか、例えば第三者機関に委ねるとか、抜本的な計画案がないと難しいんじゃないかととらえておりますが。

河合経済部長 委員おっしゃられるように青果市場につきましても非常に専門

性が高いです。私どもも見えないところもございます。委員がおっしゃるように第三者機関を入れるとかですね、そういったことも含めながら考えていきたいと思っております。また具体的に対策も練りながら目標値を定めるとかも考えながら市場の正常化、活性化につながるような計画にしたいと思っております。

岡山明副委員長 先ほどの契約解除の問題なんですけど当然この山陽小野田市としては株主ですよ。株主としての権利が当然あると思うんですけどそれが見えないということは、入れないという状況なんですか。

河合経済部長 株主というよりも取締役会の中で私ども職員が2名おります。5名のうち2名です。そういった中で意見は言える体制になっているところがございます。その中で今は代表取締役を除く4人につきましては、報告については承認ということではなく聞いたという形で収めているところがございますので、今後の動き等も含めながらこの契約解除の件につきましては進めていくことになると思っております。

岡山明副委員長 そういう状況の中で先ほど話のあった売上げも減ってきていると話聞いている、影響は出ているんですからこの状況で売上げが落ちるようであれば何のための市場かという、そういう支援してお金も出して、逆に売上げが下がるような形っていうのはおかしいと思うんですけど、市からある程度の指導っていう形はとれないんですか。

河合経済部長 先ほどから申しましたが市民の私的な契約によるものでございましたので、そこにつきましては市は介入していないということです。ただ先ほど申しておりましたが、取締役会の中では非常な重要な案件ですので、この契約の解除が正当なものであったかその内容も踏まえながら考えていきたいと思っております。

中村博行委員長 これによって取引高がジリ貧というかどんどん減ってきて存

続にも関わるような状況も考えられると思いますけれどもその点については。

河合経済部長 確かに結果として取引高が減ったということはあるかもしれませんが、この契約解除が正しいものであれば、それは致し方ないところでございますので、それを踏まえまして契約の解除が果たして正当なものであったかどうか今後取締役会の中で大いに議論していくべきものだと捉えております。

中岡英二委員 答えにくかったら答えなくていいんですが、民と民の訴訟ですし、両者が弁護士を立ててますし、その弁護士の費用はどなたが支払っていますか。

河合経済部長 そこまでの話は取締役会の中では話はありませんでしたが、小野田中央青果として起こしたものですから、その費用については中央青果の中で出すものというふうにとらえることもできます。また、これによって生じたものにつきましては小野田中央青果の責任になるかと思いますが、その辺につきましては追求していきたいと思っております。

中村博行委員長 いずれにしても中央青果の役割っていろいろの面で大きな役割があるかと思えます。その点について執行部のほうでは大きなお金の支出がない限りはきちんと正常化してやっていきたいという御意思だと思いますけどこの辺について、先ほどから今後の正常化ってということについてはまず現在のいろいろな問題を精査した中でやっていこうと。それから段階的に正常化に向けた取組が行われると思うんですけど。そういった形で市場の正常化等についての議論は、終えたいと思えます。それで資料が出ていますので資料を説明していただいた中で教育委員会を含めた中で総務委員会のほうは非常に今日の市場に対して給食に向かう体制がどうなのかという懸念を持っていますので市場の部分について、質疑を求めたいと思えます。まず資料の説明からしていた

だけですか。

平農林水産課農林係長 農林水産課の平といいます。よろしく申し上げます。

それではお配りさせていただいております資料、まずは平成29年度山陽小野田市地方卸売市場の入荷割合を御説明します。パーセントだけ申していきませんが、野菜については市内産が18.4%、市内産を除く県内産が29.1%、県外が52.5%となっております。次に果物ですが、市内産が1.5%、県内産が53.6%、県外産が44.9%となっており、合計で市内産が13.2%、県内産が36.7%、県外産が50.1%となっております。次にその下、平成29年度委託販売に対する入手の割合。これは山陽小野田市地方卸売市場に出荷をされた方の荷主さんの形態でございます。まず、県内の個人生産者の方が8.1% 商人または商社が69.4%、協同組合及び連合会が15.2%となっており、合計が92.7%です。次に県外ですが、県外の個人生産者は7.3%、商人又は商社は0%、協同組合及び連合会も0%。合計で7.3%となっており合計が個人生産者が15.4%、商人又は商社が69.4%、協同組合及び連合会が15.2%となっております。その下の※印で書いておりますが、県内の個人生産者8.1%のうち市内の個人生産者の方は6.2%となっております。その下ですが、平成29年度の販売形態別の金額及び割合を載せております。平成29年度の実績で委託販売、出荷されたものです。出荷されたものを委託で受けて販売した実績ですが、2億2,464万5,000円となっております。その下は買い付けです。卸売業者が商人とか個人生産者の方から買って自ら買って販売した金額の実績ですが、2億1,609万1,000円となっております。説明については以上です。

中村博行委員長 今資料の説明がありました。資料を含めて給食センターに供給する部分です。総務で一番やられていたのが子どもたちに安心安全な食材を提供するために、中央青果が担う部分が非常に大きいということでその辺りについて質疑を求めたいと思いますが。

河崎平男委員 この表からすると入荷割合合計、市内県内県外割合からすると5、4、1という感じですよ。県外が5、県内が4、市内が1。この市内、県内を増やすという努力はどこがするのでしょうか。卸業者でしょう。そしたら市内の農家に行ってどんどん出してくれとか、啓発されるべきじゃないですか。そういった中で経営改善も必要になってくると思うんですよ。この割合からすると以前、給食センター5、500食やる中で地産地消を進められておって、これ地産地消にならんじゃないですか。間もなく給食センター稼動するんですよ。言うこととやることが違うんじゃないですか。今も農林水産課と、教育委員会と中央青果又は給食に関わる人たちがどのように地産地消を進めようとしているんですか。このまま見るとできないんじゃないですか。半分が県外。地産地消進めようと努力されているんですか。されていないんじゃないですか。先日卸市場見に行ったけど、ぜんぜん閑散として量も減っているんじゃないですか。そういう努力は卸売業者がするべきじゃないですか。

深井経済部次長 地産地消の考え方ですが、市内産も当然ですが、県内産においても地産地消であると考えております。入荷割合は県外が半分となっておりますけれども需要のあるものというのは市内だけ県内だけでは賄いきれないものもあるかと思えます。ですので、そこで賄いきれないものについてはどうしても県外に頼らざるを得ないと思えますので、そういうところで御理解いただきたいと思えます。市内産が少ないから市内のものが入ってこないということではございません。中央青果といたしましても市内の生産者に対して出荷をお願いしているところでございますので、その辺の市内での協力依頼、あるいは県内の出荷者への協力依頼というのはしておるところでございます。

河崎平男委員 以前担当の農林水産課、教育委員会、関係機関等で契約農家を増やそうということは随分言われてきました。どういったことをされておったんですか。

深井経済部次長 農林サイドでは聞いておりませんでした。

中村博行委員長 要は給食センターを建設する際には、いろいろ議論し合った中で1年延びたという経緯があります。当時の教育長含めて、給食センターができれば地産地消も進むし、そういうふうな具体的な事例も含めてこういうふうにやっていきますという答弁があったんですよ。そういった中で全く進んでないんじゃないかと。例えば29年度の数字ですが26年度くらいからどのくらい増えたか、変化したかが一つの指標になるかと思うんですけど。深井次長は当時全然関係はされていないんですけど、そういった意味で今、河崎委員が言われたような努力が全く今農林サイドでは聞いてませんという答弁があったんですけど、そんなことじゃあどうなるかっていうような気持ちがあるわけですが、給食センターを建設する際にこれからそういうことも進めようということで可決に至ったと思うんですよ。それが全く努力もされてないっていうことになると、いかなることかなという思いもありますが。その辺りで今後はやっぱり正常化に向けて、それも一つの大きな材料と思うんですよ。

中岡英二委員 高橋参与に質問ですが、今の市場の方の仕事内容ですね。例えば中卸の仕事。スーパーに物を納めたり、その他小売さんに物を納めたり。そういうような業務が優先されて、今言われたような産地の開拓とか、これは農協関係もそうです。農協を回ったりとかですね。宇部の市場の担当者はそういう仕事が主になっています。いかに産地を回るか。産地との信用を作るか。そういう業務を今、されているとお思いですか。

高橋地方卸売市場長 最初にも委員から御指摘いただきましたが、産地の開拓であるとか、そういったものが市場本来の仕事ではないか、役割ではないかと言われました。私も全く同感でございます。それが果たして行われているかというところ、そういう状況ではないということ。ですからこういったものについて中央青果が市場として行うべきものはしっかりと整

理してそういった発言は社長にも伝えておりますので、こちらで御指摘いただいたことが大変重要になってこようと考えておるところでございます。あわせて、学校給食等につきましてはJ A、教育委員会等、そういったお話しも過去に進めてきているところでございます。全てを市内産で賄おうというところまでは、なかなかかなわないところでございますが、いかに市内産の率を上げていくかっていうことが大事だろうということでございます。そうなれば先ほど御指摘いただいたようにやはり産地の開拓につながってまいりますのでしっかりとこの辺りは市場に伝えていきたいと思ひますし、関係機関との連携、協議というものを、目の前に迫っておりますので本当に継続的に協議を進めていく必要があると痛感しているところでございます。

中岡英二委員 おっしゃるとおり今できていないのだから、こういう改善された折はもちろん産地の開拓は必要ですし、販売店と言いますか、売り先の開拓もしていかないといけないと思ひます。ただ作れ、作れだけではいけないと思ひます。そのかわり売り先もしっかりと大手スーパーさんにしてもそういうことを、そういう商品をとっていただけるような営業努力を合わせてやっていかなければ、生産者に作れ作れといっても売り先がなければやはり不安に思われます。私もここ二、三年は宇部市の協賛と一緒に、十何年前は萩青果さんと一緒にある商品を開拓してやります。すぐには今言われたようなことはできないと思ひます。それをするには市場の業務の内容を見直してやっていかないといけないと思ひます。そしてまた農業法人の立ち上げとか、そういうふうな農業がやりやすいような環境を合わせてやっていかないと何ぼ市内で物を作ろう作ろうとしても個人の生産者、農業法人ができにくい市では、できやすい市、宇部なんか、かなり農業法人が作りやすい環境になっています。その辺も合わせてやっていかないと年数がかかるかもしれませんが、そういうのを合わせてやっていかないと、たとえ市場活性化したってその辺の努力をしていただかないと駄目だと思ひます。

中村博行委員長 農業政策に関わるところまでお話が出ましたが、非常に重要な案件だと思います。

岡山明副委員長 この表の下段の部分、平成29年度の委託販売に対して入手の形態であるんですが、ちょっと理解できないので、この表の説明をいただきたいんですが。大変に申し訳ないですが。上のほうは見たら分かるんですが、下のほうの委託販売に対するという意味が分からんですけど。

平農林水産課農林係長 委託販売に対する荷主の形態の表ですが、例えば県内の個人生産者の方が8.1%となっていますけども、県内の個人でやられている農家さんが市場に出荷された割合が8.1%ですよという意味でございます。出荷された方の中で個人生産者の方が8.1%いらっしゃいましたという。

岡山明副委員長 市内の個人生産者が6.2%というのは、これは市内の個人の方が6.2%っていうこと。

平農林水産課農林係長 そのとおりでございます。

岡山明副委員長 その横をずっといくと。

平農林水産課農林係長 県内でいきますと市場へ出荷された方の中で商人又は商社、会社ですね、会社組織とか、そういったところの割合が69.4%。共同組合及び連合会、JA等が個々に含まれるんですが、ここの割合が15.2%となっております。

中岡英二委員 委託販売実績が51%、買い付け販売実績が49%。通常ではこの市場というものは買い付け販売を減らして委託販売、手数料で商売しているところですから、委託販売を増やそうとしていますが、この数

字に対してどのように思われますか。

平農林水産課農林係長 中岡委員のおっしゃるように買い付け販売はリスクが
ございますので委託販売が増えたほうがいいんですが、ここ数年は委託
販売と買い付け販売が大体半分半分で推移しておりますので、私個人が
思うのはこれくらいの数字じゃないのかと思っております。

中岡英二委員 宇部に関しては買い付け販売が30%を超えたら危険水域と捉
えています。

岡山明副委員長 今宇部のほうで委託は30%で、山陽小野田市場に関して委
託の販売の割合が幾らっていうのは、市場の関係でとやかく言う筋合い
はないという形になるんですか。

平農林水産課農林係長 例えば買い付けが70、80%になっても何とも思わ
ないという意味ではございません。先ほどから申しますとおり買い付け
販売はリスクがございますので、やはり、委託販売が多いほうがいいん
ですが、地方卸売市場ということもございますし、下関と宇部に挟まれ
た地理的に不利な条件というのもございますのでなかなか難しいんです
が、委託を増やすように指導はしてまいりたいと思っております。

岡山明副委員長 確認の意味で、委託販売が市内で6.2%と数字が出ている
んですが、これが上の部分に反映していただいたら数字的には6.2%
が、例えば野菜とかになると18.4%。これが大体状況的に6.2%
の個人の生産者がどのくらいの割合になるのか把握されていないですか。
この18.4%の中に、生産者が6.2%いらっしゃるんですけど数的
にその比率は18.4の半分の6.2%が個人の方が販売しているとか、
その辺の把握はされてないですか。

平農林水産課農林係長 申し訳ありません。把握はしておりません。

中岡英二委員 一つの方法として委託販売を増やしてほしいという。すぐすぐこの数字っていうのは宇部の市場とは比較にならないと思いますからそういう方向でできるだけ委託販売、確かに買い付け販売っていうのは危険を伴います。いかに委託販売を増やせるような産地を開拓するとかその辺の努力目標っていうのを一応言ったままで、これが宇部の市場とは全く違うものと私は見てます。何パーセントでも委託販売を増やしてほしいとのつもりで質問しました。

河崎平男委員 先ほど委員長から発言があったんですがどのくらい増えたかがその指標になるっていうことですので、前年度との比較も必要になると思います。比較表を出してください。

中村博行委員長 数字持ちちょっとんやろ。26、27、28年度くらいは比較ができればと思うんですけども、ざっとその場で。資料は資料としてもらってもいいと思うんですけど。口頭でざっと言ってもらえますか。あんまり変わってないと思うんやけど。調べられよる間に給食センター絡みですけど、教育委員会があくまでも市の中央青果のほうから、入れることが主になっていると。しかしながらそれで十分賄えない場合は他の市場も考えているという答弁が総務委員会の中であったと思うんですけども、ここの市場が主になるということであれば安全安心な食材というものを中央青果のほうでどのくらい確保できるかということが非常に大きな問題になろうかと思うんですけど、それに対しての準備というものはしっかりできているんでしょうか。

深井経済部次長 基本、市内業者優先というところで市内の市場を使っていたきたいという部分がございます。山陽小野田市の市場で取引をする中でどうしても量が足りないとか種類が足りないとかいうのが出てきましたら他市の市場からの購入というところもあろうかと思っておりますけれども今現在でも中央青果の社長さんはすべてそろえとおっしゃっています。

中岡英二委員 市場の社長さんが言われることは分かりますけど、これだけ皆さんが条例に抵触しているのではないかと、古い商品を販売しているのではないかと、そういうことが出ている市場で、本当に子どもたちとか業者さんの利益を考えたことなのか。その辺市場が全てそろえると言われた根拠はどこにありますか。

深井経済部次長 根拠になるか分かりませんが社員の方が2人いらっしゃいますが、社員の方も社長の集荷力は非常に強いとおっしゃいました。社長御自身も自信を持って全てそろえるとおっしゃいましたので、私としてはそれ以上のことは申し上げることはできません。ただ、給食のための青果物ですけれども、教育委員会のものが実際に市場に行きまして物を確認したそうです。そして、非常にいいものであったと。教育委員会のほうもこれなら安心できると言っていたと記憶しています。

中村博行委員長 要は給食センターの食材の供給については、そんなに懸念するところはないというふうに判断していいですね。これについていろいろ心配されているわけですよ。その点はいい食材というか安心安全な食材の供給がしっかりできるのかというところが一番心配されていると。その辺は従来どおりでしっかりやれるというような判断でよろしいですよ。

河崎平男委員 この入荷割合の関係で野菜についてどのくらい学校のほうに入荷しているんですか。

深井経済部次長 こちらが示しました資料に相対できるような資料は今、持ち合わせておりません。

中村博行委員長 そういったデータはこれからの正常化、あるいは取引の取扱量の増加につながろうかと思いますのでその辺はしっかり数字を踏まえた中で取り組んでいていただきたいと思えます。さっきの資料はざっ

とぐらいで。変わらないとか、増えたとか。ざっとでいいですよ。

平農林水産課農林係長 言われたのは委託販売と買い付け販売の前年度、前々年度の数字ですか。

中村博行委員長 あんまり変わってないと思うんで、資料は後ほどちゃんとしたものをいただければと思います。答えられますか。

平農林水産課農林係長 平成28年度の市内が10.7%、県内が44.5%、県外が44.8%となっております。

中村博行委員長 平成29年度の予算のときに言った数字そのままやね。

岡山明副委員長 この商人又は商社っていう表現されていますね。県外の商人又は商社が0%なんですけど、例えば商社が小野田中央青果へ下関の卸売市場から卸してくることもあるんですか。どういう形で委託されているのか知りたいんですけど。

平農林水産課農林係長 岡山議員がおっしゃったように例えば下関市の市場の中卸業者が出荷してくるようなこともございます。

岡山明副委員長 そうすると例えば県外になるんじゃないですか。市内になるんですか。すべて県内で県外はないということですか。福岡の市場から入ってくるということはないということですか。

平農林水産課農林係長 この表で0%となっておりますので、その県外の商人又は商社、会社ですね、そういったところから入ってくることはなかったということになっております。

中岡英二委員 これも参与にお願いですが、給食センターが市場通して始まっ

て、大分、緩みを持たれてはいますが、そういった商品が他市場から入ってくる人が多いと思います。下関からも入ってくるし、宇部だったらどこかの業者さんに頼んで入ってくると思います。そうした中である程度段階をおったら価格は高くなると思います。その辺の他市場とのチェック、これはただ仕入れますというだけじゃ駄目です。ただ下関から入った。業者から入った。市場に下りた。市場から買受人さんに行くと。その辺のある程度の販売原簿を持っているなら、その辺のチェックをしていかないと何の意味もありません。ただ高いものを地元の業者さんが買って仮に品質の悪いものがあったとしても、言いにくい状態になるかもしれません。その辺の懸念がありますので、その辺の商品、ただ一日教育委員会の方が行って商品が良かったって、一日だったら誰でもいいものをそろえられます。それを365日、夏休みがあったら給食センターはないかもしれんけど、その間チェックして、価格とどこから入ってきているのかを厳しくしてもらわないと業者さん、ましてや子どもたちの食の安全っていうのは確保できないんじゃないのかと思います。その辺重々お願いします。

高橋地方卸売市場長 商品チェックにおきましても私一人ではございますが、しっかりと見させていただいているところでございます。また市況とも出しているところですが、県内の他の市況も随時集めてその比較等も行っているところでございますので、今以上にまた商品チェックあるいは市況の状況についてはしっかりとチェックしたいと思っております。

河崎平男委員 間もなく給食センターも開始されます。そういった中で子どもたちに安心安全な食材の提供ということではありますが議会も総務文教と協議しました。そういった中で行政も農林水産課と教育委員会とどういうふうにもっていったらいいか何回も協議しないといけないんじゃないんですか。お互いやっぱり連携じゃないんですか。たくさん協議を持たれてですね、いいものを地産地消にかかるものを作ってもらって、提供する、給食センターに出す。そういう農林水産課が生産者の担当の課です

よね。教育委員会は受けるところじゃないですか。お互いに連絡とっていろいろな課題があると思いますが、横の連携はよくとってもらいたいと思いますので、要望です。

中村博行委員長　今回その辺りかなりされているんじゃないんですか。

平農林水産課農林係長　7月の半ばくらいだったと思うんですが、市内の集落営農法人さんが集まる会議がありましたので、そこに教育委員会、給食センターの担当の者と農林の担当の者と同席し、学校給食関係のお願いはさせていただきました。まだ全然具体的に話が進んでおらず、河崎議員がおっしゃるようになんか足りていないというところがございまして、今後もそういった会があれば教育委員会のものと一緒に出掛けて行って、またお願い等させていただきたいと思っております。

岡山明副委員長　商社が県内、県外がゼロということで例えば、北海道の夕張メロンとか、子どもたちに1年に1回は食べさせてあげたいという状況の中で、直接夕張の市場の方に山陽小野田市地方卸売市場のほうに売ってくれと、そういう形の販売はできないんですか。子どもたちに直接早くおいしく食べられるというセンターの特色が出てくると思うんですよね。よそを経由じゃなくて直接北海道のほうからという形で商品を仕入れるというのは難しいんですか。

平農林水産課農林係長　夕張のメロンですか。岡山議員が言われるのは、直接産地から引っ張って来いという意味でしょうか。そういったものも他の市場を経由して山陽小野田市の市場にも入ってきております。ただ直接県外から入ってきていないのでこの表では0%となっておりますが、そういったものについても入ってきております。

中村博行委員長　要するに取引上県内になっているだけで、その商品そのものが県内とは限らないということですね。

水津治委員 重複する部分もあろうかと思うんですが、産地の開拓っていうことにも関連しますが、実態が市内で作られ生産されたもの。宇部市の楠地区、山陽小野田の市場に近い地区で生産されたものが宇部の市場に割合的には多いんじゃないかと思っております。こういった近場の商品をまず中央青果さん、山陽小野田の市場のほうに入荷していただく。私は地元でできたものが大分宇部に流れている。これを早く取り戻す努力が必要かと感じております。これは中央青果に努力してもらわないといけないんですが、JAには新鮮館というものがあり、生産者が直接納められる数字も以前より増えている状況ではあると思うんですが、楠地区なり市内の生産者にもっと山陽小野田に一番に目を向けてもらう努力をまず早めにやってもらいたい。できることではないかと思えます。要望として話させていただきました。

中村博行委員長 対策の一つに挙げられるんじゃないかと思えます。時間も結構押してきましたけども。

藤岡修美委員 深井次長に確認の意味で質問なんですけど、給食センター建設の経緯で地産地消を考えるとということがあったと思うんですけど、農林水産行政の柱も地産地消が大きくウエイトを占めていると思うんですけども今後、そういった給食センターと市場との関わりで地産地消が進められていくのか最後に確認したいと思えます。

深井経済部次長 地産地消は農林水産課だけでございませんで、全庁的に食育というところで取り組んでいるところでございます。その食育の中で地産地消というものを第一に挙げておりますので農林水産課としましても当然に地産地消は今以上に進めていくべきものであるというふうに考えています。

中村博行委員長 この件について今後も当然委員会で執行部のほうの改善策の進捗に合わせて委員会で議論をしていきたいと思えますのでよろしくお

願いたします。それではよろしいですか。それでは産業建設常任委員会をこれで閉じます。お疲れ様でした。

午後 0 時 3 分閉会

平成 3 0 年 8 月 1 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行